

F・エスパニョー氏()からのコメント

()フランス生産労働者協同組合総評議会、元専務理事

訳：島村博（協同労働法制化市民会議事務局）

注 原語でイタリック体となっている箇所はゴチック体とした。

(1)(2)といった表示は、訳者による注記箇所

はじめに

以下の見解は、勧告案の論理的分析を為し、または2001年の第V(1)報告と勧告案との方法的比較および同報告に関するアンケートへの回答を為すものではない。それは性急な個人的な反発を記すことに限定される。かく言う反発は、2001年の第V(1)報告の豊かさが勧告案において相当に減殺されたとの印象により甚だしく掻き立てられたものである。とはいえ、それは、ドキュメントの批判またはその有用性への疑念として理解されうるものではない。

1. 総括的見解

11.127号勧告および勧告案

1966年の勧告127号は発展途上国における協同組合の役割に関連するものである。それは的確なものであって、協同組合を経済的および社会的発展に効果的に参加させる上で加盟国による協同組合の利用を促す仕方では国家の行為および手段を定義した。

勧告案は甚だ一般的な性格を有している。すなわち、到達している発展水準とは関わりなく、また、経済が発展しているか、途上にあるかに関わりなく諸国家が体験しうる種々の難題を解決する上で協同組合が果たしうる貢献について語ることなく、全加盟国を名宛人とするものである。それは正確な課題に到達するべく構想されてはいないし、的確なものではなく、また、国家その他の関係当事者が協同組合の開発を保証するべく介入を行わなければならない諸分野の目次に還元されてしまっている。

かかる貧困化は国際労働会議の第89回会議(2001年)に提出された「協同組合の促進」なる第V(1)報告の序章とは対照的である。そこでは勧告127号を見直し、また、工業国および旧共産国ならびに発展途上国に関する普遍的な新しい基準を、3半世紀の間経済にダメージを与え続けている大変動を勧告しつつ、提出することが問題であったはずである。

さりながら、勧告127号は廃止も見直しもされなかった。故に、当該勧告は特に発展途上国政府に課せられなければならない基準をあいかわらず規定するものと結論できる。途上国に関しては、基準の2つのシリーズ、つまり、より詳細で、より拘束的な1966年の基準と、省略

が多すぎて意味があまり分からない、要求のより少ない2002年の基準のうちでいずれが今後において適用されなければならないかは明確ではない。

12. 協同組合、使用者の組織、労働組合

協同組合にとって良いことを決定するのは政府、使用者の組織そして労働組合の代表である。協同組合は制度的にはILOには代表されてこなかった。疑いもなく勧告案は協同組合が参加を招請された大規模な聴取に先行して提出されたが、回答の配付は、ところが、招集されたと感じられない印象をもたらすものであり、されば、かかる勧告案が協同組合の関心事を正確に反映するという点は疑いある。だから、勧告案は協同組合に関する案ではあっても協同組合を欠いた案として登場する。

同様に、勧告案は、加盟国が使用者および労働組合の諸組織と協同組合に適用されうる法制度の整備及び見直しに関して相談をする旨を勧めている(パラグラフ10)。かかる提案は、協同組合組織が資本金会社または労働協約に適用されうる法制度に関して相談に預かりせしめられる旨を提案するいかなる勧告もないということに鑑みて、非対称的である。これは国際的基準の対象を為しうるものではない。何なれば、使用者の組織が協同組合に好意的であるのは稀であるし、労働者の組織は他のすべての人々と同様に大抵は(協同組合を 訳者補記)使用者の組織と看做し、また、当該のテーマに関して国毎に非常に相違する立場を有しているからである。

II. 協同組合の定義 価値と原則

21. 定義

提案されている(パラグラフ2)ものは勧告127号の定義(パラグラフ12)を踏襲し、1995年のICA大会で採択された定義から3点を借用して補充されている。すなわち、**共通の経済的、社会的および文化的な要求と憧憬への対応**、そして単に**共通の目的**というだけでなく**自治的な団体**、そして、**共同の企業体の集団的な財産**というところを。勧告127号が廃止も訂正もされなかった以上、2つの定義が「公式に」共存する。

しかし、何はさておいても、3つの定義 ILO 2002、ILO 1966、ICA 1995 のうちのいずれもが協同組合のファンダメンタルな性格を正確に述べてはいない。すなわち、協同組合人の二重の資格、つまり、協同組合人が彼らどうしの間で作上げる協同事業の構成員(1)であると同時に(協同組合により提供される財貨またはサービスの消費者として、または労働、財貨またはサービスの提供者として)共通の要求に対応するべく創設された企業体の利用者でもある、という性格をである。この混沌さこそ、しかし、協同組合の基本的な独創性を構成し、かつ、組織の原則と規則の総体に共通の根拠を付与するものなのである。

かかる基本的な観念が想起させられないのであれば、提案されている定義は他の数多の組織形態に適用されうることになる。例として、資本家的タイプの諸々の会社、経済的熱望すなわち出資に比例する利潤分配の熱望を共有し、そしてそのために共同で所有者となる企業体を設

立し、そして資本、成果、リスクおよび管理に預かる、だからといって利用の関係(顧客、提供者または労働者として)を通じて事業体との関係を取り結ぶわけでもない人々のボランティアなアソシアスィオンに(2)。

(1) membres de l'association ここでは、associationを協同事業と解する。

(2)「資本家的タイプの諸々の会社」と、ここでの「アソシアスィオン」は同格。

22. 価値と原則

パラグラフ3は、以下の2つの考察を必要とする。

価値のリストは、1995年のICA大会により与えられたそれを踏襲している。ただし、もはや責任の負担および双務的責任なる観念を含むものではない。かかる形容詞は、同一の記述の中にある「連帯」という文言とは異なる意義を有するものである。それは、自助(フランスでは「責任の負担および一身的責任」とまずく翻訳されている)の観念を明示するが、そのエゴイスティックな意義を修正しての上(もはや、「汝、汝自身を助けよ」ではなく、「共にある我々は、共に我々のために」)でのことである。それは、排他的傾向(3 協同組合のサービスは組合員の義務と役割とを承認する者たちに留保されなければならない)の規則に道徳的な基礎を与えるものである。

原則は数章のタイトルとして目次中に明確に述べられている。ただし、1995年のICA声明が当該のテーマに関して与えている非常に簡潔な解説の欠如がかかる記述を不可解なものにしている。

勧告案の編集者たちが当該の宣言の内から主要な契機を踏襲することを選択した以上、諸原則を裁断することではなくて元のままに踏襲するか、純粹かつ単純にICAのテキストに戻すことが、より当を得たものになるであろう。

(3) l'exclusivisme に対して「排他的傾向」という訳語を充てた。

III. 雇用創出および労働条件の視角から考察される協同組合

発展途上国の改造および進歩の装置たる協同組合の役割に捧げられた勧告127号は、ILOのこれまでの一連の勧告にひけを取るものではなかった。その内容は開発政策のあらゆる分野を包括するものであった。

2002年の勧告案は、もはや協同組合を特権を与えられた道具として遇することを主張するものではなく、国家からの必要な思い遣りのまさに対象として遇することを要求するものである。ただし、夥しいページにおいて2つの関心事が強調されている。

31. 協同組合への労働法の適用

ILOは、協同組合のすべての範疇に、労働および雇用に関するILOの条約および勧告の適用を強調し、序文の第3行ないし第7行でそれらを引用している。パラグラフ8.1a、15a、16dを参照のこと。かかる固執は、ILOが協同組合を「労働法外の」ゾーン、つまり労働法から逃れ

るべくその地位を悪用する企業と看做し、かつ、かかる状態に対して手段を講じることが急を要する、という印象を与えるものである。

32. 協同組合による雇用の創出

ILOは協同組合に新規の、通常の企業は破壊するに任せるであろう雇用に創出する特殊な適性を付与する(パラグラフ4a、7.2、11.1、15d、17aを参照のこと)。協同組合による雇用の創出へのかかる強調は、いくつかの考察を必要とする。

それは、協同組合による労働法の不履行について暗に言われている嫌疑と対照的である。

それは、政治的関心事における変化を示すものである。1967年においてプライオリティは低開発の経済に対する動員に置かれていた。2001年において、それは発展した諸国および開発途上国における雇用喪失の補償に置かれることになった。

それは、暗に国家を免責する低雇用に対する活動責任を協同組合の責務とするものであるが、かかる使命を実行する上で必要な資金を協同組合に与えることを国家に課すこともせずにである。

活動および雇用の創出をば協同組合の社会的合目的性に変換しつつ、それは、組合員の需要に答えることが協同組合の「基本的な」(協同組合の本性、精髓に属する)合目的性であるのにそれを言外に遠ざけるものであり、より正確には、かかる需要および合目的性を妄りに序列づけるものなのだ。第1に、労働および相当の所得という需要を、第2に、消費者つまり住宅などなどの購入希望者としての組合員の需要を。それは、たとえば、生産、労働、生産者等々の協同組合の立場を優遇するが、明確にはそれを言わず、また、何はさておいても、雇用の創出を推奨するにおいては、かかる使命を考慮して上記の協同組合に供与されなければならない支援のタイプと、社会の円滑な機能に協力するより一般的な役割を考慮して協同組合のすべてのファミリーに供されるべき支援とを区別してはいない(以下42を参照のこと)。

IV. 協同組合促進政策

41. 協同組合促進政策の政治的基礎

127号決議は、発展途上国における協同組合促進政策を必要ならしめている理由および、かかる政策がターゲットとしなければならない課題とは何かを非常に明確に述べるものであった。かかる明確さは2002年の勧告案には欠けている。一般的な諸課題に関する指摘がパラグラフ4、5および7により与えられているにすぎない。パラグラフ4は協同組合がその加入者に与えることができる支援の改善を狙っているかに見えるし、また、パラグラフ5は協同組合が社会の必要に対してもたらし得る対応の改善を目しているかに思える。

だが、127号決議が協同組合に開発途上国における経済的發展への貢献という使命を割り当てたのに、決議案(パラグラフ7)は協同組合の促進を**開発の手段とするのではなくて**、「国内および国際的な経済的社会的開発課題の一つ」としている。当該のパラグラフは、協同組合が支援され促進されなければならないのは協同組合のまさに(パラグラフ3で刷新されている)価値と原則の故にである、ということを考えさせるものである。

パラグラフ7は、さればこそ、協同組合「それ自身のための」発展に対する支援という政治的責務を設定するものなのだ。かかる責務の根拠を示す観念とは、協同組合の道徳的かつ制度的な基礎が協同組合をして他の組織的諸形態に対し権威と優越的価値とを有する組織類型たらしめる、というものである。パラグラフ7は、こうしてパラグラフ4および5の曖昧模糊とした指示に対し一定の意味を与えるものになっている。それは、協同組合は社会の要求に対応するポテンシャルを有する(パラグラフ5)というパラグラフ3で要約される価値および原則に協同組合が立脚するが故のことであり、また、協同組合がその適性に照応する一定の分野で組合員を援助することに役立つものでなければならないのは(パラグラフ4)かかるポテンシャルをもっとも良く活用するためなのである。

42. 協同組合促進の政策的諸契機

上述した根拠および、協同組合促進政策にかように明示されるロジックは、その表現が不器用ではあるにしても、同意を呼ぶものである。だが、かかる政策に関して提案された内容は根拠とロジックとに矛盾している。

第1に、勧告案は2つの仮定のいずれを取るか明確には選択を行っていない。すなわち、支援されるべきは協同事業の総体(パラグラフ1、協同組合の範疇と形態のすべて)なのか。それとも、まさしく支援の方策は、或いは社会的、公共的政策の一定の課題であれ、或いは不利益を被っている集団または地域であれ、かかる事柄に関する活動を予定するものであるのか(パラグラフ7.2)。

第1の仮定はパラグラフ7.2の(削除により 訳者補記)編集部によって排除されたのだと思われる。そういう次第で第1の仮定はパラグラフ7.1と矛盾する。第2の仮定については、それは、協同組合が国政の道具として行動することになる施策においてのみ支援されることになる、ということの意味するもので、パラグラフ3.bにおいて要求される独立の原則と背馳し、また、パラグラフ6bにおいて言及される自治の尊重とも対立する。

第2に、勧告案は協同組合開発に関する実践的な真正の効果を有し得るやもしれない諸施策の内容について非常に曖昧なままである。

「市場への協同組合のアクセスを促進する」ことになるという規定についても事情は同じである。第2章「政策枠組および各国政府の役割」(パラグラフ8.1.g)に載っている点は、第3章「協同組合促進政策の実施」では繰り返されてはいない。ここで2つのことを仮定してみよう。第1の仮定。政府が、協同組合向けに、労働または供給に関する一定の公共契約を留保することが勧奨されているのか。しかし、パラグラフ7.2は、国政の諸課題に合致する活動に関わる、または不利益を被っている集団のためをはかるかかる可能性を制約するものなのである。第2の仮定。政府は協同組合の生産物の販売を市場で促進するために市場に介入すべきなのか。しかし、こういった介入は工業国の多くで、また国際組織において不可侵と看做されているリベラルな経済原理と抵触することになる。

信用への協同組合のアクセスの促進(パラグラフ8.1.fおよび12.aおよび同b)を行う政策についても事情は同じである。勧告案は、利子補給、公的保証の供与、協同組合用に用意され

る資金調達会社への出資といったやり口を狙っているように見える。だが、こういったやり口は、私的セクタの企業利益のために財政的介入を手控える近代国家の一般的な傾向とは逆行するものなのだ。加うるに諸企業の平等という原則および競争の自由は、非常に厳格な基準に基づく限定的または従属的な介入に限ってこれを許容するものであって、協同組合開発の強力な手段とすることを許すものではない。

V. 変化した経済における協同組合の促進

勧告案は127号勧告のそれと比べて新しい諸規定を含んではいない。すなわち、発展途上国にとっての35年として言われていることは、まるで、世界の協同組合全体にとって同じことが繰り返えされ得たかの様である。まるで、協同組合が発展した技術的、経済的、社会的、政治的世界と協同組合の必要とが変わらないままにあったかのように。勧告案では扱われていないが、協同組合促進政策を勘考する試み足りうるかもしれない新しい所与の例として以下の点について言及しておきたい。

51. グローバリゼーション(4)

(十分に堰きの役割を果たしていた関税のみならず法的、文化的障壁の内に封じ込められていた国民経済というモザイクの形態で)仕切られていた世界経済の、資本、商品そして情報がより自由に循環する「グローバル化された」世界経済への移行が肝心な点である。こういったグローバリゼーションの積極的な影響(低開発国におけるローカルな生産と雇用の可能性の増大、より広範な市場でのそれらの展開による生産諸要因の生産性の向上、国際的または地域間等々の連帯意識の進展)は、天然資源略奪の危険、不確実な雇用等々の野蛮な創造主の海外移転により相殺されている。だが、何よりもまず、かかるグローバリゼーションは国民的文化の多様性をあまり尊重しない、そして、業績指標としてリベラルな資本家的経済システムの言及を提示するだけの独特な文化的モデルの権威の下で生じている。

ソビエトタイプの行政的経済モデルの廃止以来、リベラルな資本家的モデルに対する唯一のオルタナティブは協同組合モデルなのである。協同組合の価値と原則のカタログを信心深く暗唱するのでは十分と言うわけにはいかない。すなわち、ただ単にローカルエリアのスケールではなくこの地球の規模で組織されうる(ためには 訳者補記)リベラルな資本家的モデルと協同組合との競争的共存をどのように規定するかが必要なのだ。

種々の規定はこういった仮定で3つの大きなスペクトルをカヴァーし得るのではないのか。ICAに対する各国および国際組織の支援を以下のように拡大すること。色々な国々、特に発展した諸国の協同組合の間で開発途上国向けの、そしてそこから来る実習生の交換を可能にする奨学金と補助金の総体にまで。その手段として、協同組合間の交流の発展と各国の協同組合立法の調整のために、発展途上国の協同組合に首尾一貫して適用される法的権限を含めて発展した諸国の重要な協同組合が出資を引き受けることを一定の諸要件の下で定義づけることを許可するWTOの諸規則を採択する。

(4) フランスでは一般に「グローバリゼーション」なる表現はせず、「世界化 la

mondealsation」という術語を使用するが、ここでは「グローバリゼーション」なる訳語をla mondealsationに充てた。

52. 不完全雇用の爆発

発展した経済においては完全雇用への復帰の望みは、もはや、賃金雇用の伝統的モデル(期間の定めのない労働協約、最低賃金、賃金労働者により資金が供与される社会保障)を断念し、かつ、コスト引下げ、負担金の軽減による不安定な職場と取り替えることによってしか成り立たなくなっている。発展途上国では先進諸国から移転された産業の受け入れも地域的事業の進展も、人口増大と生産性向上による雇用需要増を吸収するには十分ではない。此所彼処においてこういう進展は、いわゆる「サバイバルのための」事業増加となって現われている。

新規雇用創出または破壊された雇用の再建は概して公共の予算からしかもたらされ得ない相当の資本を要求する。当該資本を協同組合に投資することは、個人的な致富手段としてその場合には利用されることがないが故に正当なのである。このような援助は競争を歪めるものとして批判されなくもない。こういった批判は、雇用に関する1964年、1984年および1998年のILO勧告を実施するとしてそれが明らかに、かかる援助は明示的にも黙示的にも競争に関する国内法および国際法に反する規定に抵触しない、ということを防げないときに限って回避されるのである。これには、黙殺されていることであるが、労働時間と利子の弾力性という問題が付け加わる。これは協同組合に必要である。何なれば、協同組合はそのコスト調整を海外移転には求めないからである。しかし、「サバイバルのための」事業と「インフォーマル」セクタについては、一言述べておきたい。勧告案は協同組合に、マージナルな活動の実行を割り当てられることが協同組合にすればいかに不愉快なことであるのかを推し量ることもなく協同組合を周知の、組織され、かつ、保護された労働に変えることを促している(パラグラフII.9)。

だが、何よりもまず、勧告案は、公的免除の形態で、事実として彼らに非合法活動を保証する免除の利点を保持しつつ、経済生活へのかかる活動の統合は、かかる当事者が一般法に言う社会保障を享受する限りでのみ可能である、ということの規定しなければならない。

53. 国家の撤収

国家は**福祉政策**事業の増加部分を私的なイニシアチブと資金調達にますます委ねる傾向にある。勧告案は協同組合がかかる領域で、非常に様々な形態と方式で(社会的協同組合、公衆衛生の協同組合等など)占めているとても重要な位置について仄めかしてはいない。かかる方式のすべてに共通する特徴は、伝統的な協同組合、いわゆる非営利目的の組織(**NPO**)および異なる社会的諸集団の利益代表(**multi-stakeholdership**)から借用された諸基準のコンビネーションにある。こういった形態の発展は、概念と、交換の経済メカニズムを通じて少なくとも部分的に寄付の経済を高める活動を実行せしめるという特性を有する国家が責任のかかる移転に伴わせ得る要件の国際的な分類を必要としている。

出典

Promotion des Coopératives(projet de recommandation), Observations personnelles de François Espagne, ancien secrétaire général de la Confédération générale des sociétés coopératives ouvrières de production(France),23-12-01.